

来年4月から「労働基準法」が改正され、月60時間を超える
時間外労働に対して、新たな割増率が適用されることになります。

とはいえ、不況の影響で、残業時間はどの企業でも減少傾向に
あります。
すぐには、この改正が、賃金アップに繋がるとは思えません。

却って、深夜以外の時間外労働についての規制のない、管理職、
裁量労働制で働く労働者に、しわ寄せがいくのではないのでしょうか？

せめて、来年は一つでも明るい話題があるように祈りたいものです。

=====

~~~~~編集後記~~~~~

今年1年、  
「働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報」  
を読んでくださってどうもありがとうございました。

今回お届けしたメールマガジンの次は  
新年2010年1月1日号  
新しい年に向けての、御挨拶となります。

情報とトピックスをお届けするのは、  
1月15日号からとさせていただきます。

今年1年は皆様にとって、どんな年でしたか？

来る2010年、平成22年寅年が、  
皆様にとってよいお年でありますように！

来年も、どうかよろしく願い申し上げます。

\* 今回、トピックスはお休みさせていただきました。  
ごめんなさい。来年1月15日号から、また頑張ります！

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝
〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

=====

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

=====

